

第5回情報公開委員会検討部会議事概要

平成20年1月10日
独立行政法人 日本原子力研究開発機構

1. 日 時 平成19年11月14日(水) 13:30~15:35
2. 場 所 〒100-8577
東京都千代田区内幸町2丁目1番8号 新生銀行本店ビル12階
日本原子力研究開発機構 東京事務所 第1会議室
3. 出席者 部会長 棟居 快行 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 碧海 西葵 消費生活アドバイザー
委 員 浅田 正彦 京都大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 市村 元 テレビュー福島 常務取締役
委 員 高後 元彦 弁護士
委 員 鈴木 秀美 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授
委 員 高橋 明男 大阪大学 大学院 法学研究科 教授
委 員 山本 康典 日本原子力文化振興財団 参事
4. 議 題 (1) 平成19年度開示請求対応状況について
(2) 電磁的記録の開示方法について
(3) 一般職員氏名の開示について
(4) その他
5. 議事要旨
 - (1) 平成19年度開示請求対応状況について
 - イ 4月1日から10月31日までの開示請求対応状況について、事務局から、受付件数、決定状況及び不開示理由等について説明があった。これに対して、委員から以下の意見があった。
 - ・前年度と比べて、審議・検討等情報、事務・事業情報で不開示としたものの割合が増える傾向にある。特に、事務・事業情報で不開示とする場合には、その理由を慎重に検討し、安易に機構の事務・事業に支障があるとして不開示にすることがないよう、留意されたい。
 - ロ 瑞浪超深地層研究に係る長期水位観測データに関する請求について 主管部署から、請求の概要と開示検討内容について説明があった。
 - (2) 電磁的記録の開示方法について 事務局から、電磁的記録をPDF文書とした上で、不開示情報をマスキングする方法について説明があった。これに対して、委員から以下の意見があった。
 - ・電磁的記録には知覚できない様々な情報が記録されているため、現在の技術的水準では開示する上での問題点が解消されていたとしても、今後の電磁的記録を取り巻く状況を注視し、慎重な対応が必要である。

(3) 一般職員氏名の開示について

事務局から、一般職員氏名を開示とした場合でも、個人の権利利益を害するとして不開示とする事例等の説明があった。これに対して、委員から以下の意見があった。

- ・個人の権利利益を害するケースが、今回、説明があった事例のみでは明確ではない。不開示とする氏名が必要以上に拡大されないよう、国などの例を参考に、適正な運用を図る必要がある。
- ・アルバイト（臨時用員）についても、職員と同等の業務を行っている者は、開示としてもよいのではないか。今後の検討課題である。

(4) その他

特になし。

以上